

**環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の  
第9章第B節に基づく投資家と国との間の紛争解決のための行動規範  
(概要)**

2019年1月19日

TPP11協定第9章第B節は、投資家と国との間の紛争解決（ISDS）について規定している。第9章第B節に基づく投資家と国との間の紛争解決のための行動規範では、投資家と国との間の紛争解決手続の公平性等を維持するため、仲裁人の候補者、仲裁人及び元仲裁人が不適切な行為等を回避し、高い行動基準を守ることを定めており、概要は以下のとおりである。

**1 仲裁人の独立性、公平性**

- (1) 仲裁人は、外部の圧力や政治的配慮等に影響されてはならないこと。
- (2) 仲裁人は、職務を遂行するに当たっていかなる利益も受けてはならず、また、私的利益のために自己の地位を用いてはならないこと。
- (3) 仲裁人は、仲裁手続の間、TPP11協定又は他の国際協定に基づく他の投資紛争において弁護士等を務めることを差し控えること。
- (4) 仲裁人は、仲裁手続に関していずれか一方の紛争当事者のみとの間で接触しないこと。
- (5) 本行動規範の違反があった場合には、仲裁人の忌避等について、各仲裁手続が準拠する規則が適用される。

**2 仲裁人及び元仲裁人の秘密保持**

- (1) 仲裁人及び元仲裁人は、仲裁手続の秘密を保持すること。
- (2) 仲裁人及び元仲裁人は、仲裁手続以外の目的で仲裁手続に関する非公開の情報を開示又は利用しないこと。

**3 仲裁人及び仲裁人の候補者の義務**

- (1) 仲裁人は、仲裁手続に際して、その職務を公平、誠実かつ迅速に遂行すること。
- (2) 紛争当事者又は投資紛争解決国際センター（ICSID）事務局長は、仲裁人の候補者に対して、本行動規範の写し及び情報開示宣誓書を送付し、当該候補者は、7日以内に当該宣誓書を提出すること。

**4 その他**

- (1) 本行動規範の主要規定は、専門家、仲裁人の補助者等にも適用される。
- (2) TPP11締約国は、必要に応じ、投資紛争解決手続に関する最新の動向を考慮に入れつつ、本行動規範の見直しを提案することができる。

(了)